

上下水道事業の概要について



本日の内容

1. 地方公営企業について
2. 水道事業について
3. 下水道事業について



写真：水道庁舎

1. 地方公営企業について

(1) 公営企業とは

■ 公営企業とは

地方公共団体が行う事業のうち“企業”と観念されるもの。

➢ 水道、下水道、交通（バス・地下鉄）、病院など

■ 公営企業の基本原則（地方公営企業法第3条）

「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」

■ 「経済性」や「公共の福祉」とは

経済性…合理的・能率的に経営を行うこと

公共の福祉…住民の福祉の増進を目的として経営すること

(2) 公営企業の経理

■独立採算制

利用者が料金を負担し、それによってサービス提供に係る経費を賄う

■特別会計（公営企業会計）の設置

経済活動を常に明確に把握するため特別会計を設置して、一般会計と区分する

■企業会計方式（発生主義・複式簿記の採用）

一般会計（現金主義）とは異なり企業会計方式による経理が行われ、フロー情報（経営の成績）とストック情報（財政の状況）を明らかにする

(3) 経理区分

■経理（予算や決算）区分が2つある

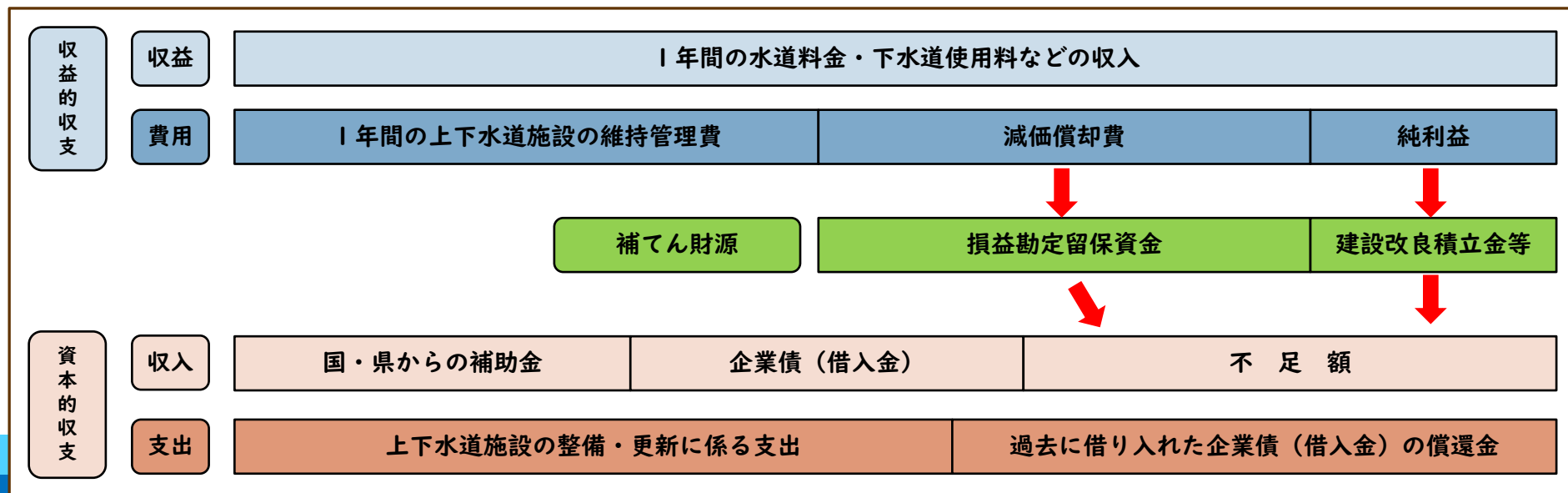
①収益的収支・・・営業成績を計算する「損益取引」

ex)料金収入、維持管理費、減価償却費など

②資本的収支・・・建設事業等の投下資本を計算する「資本取引」

ex)工事請負費、国県補助金、企業債など

資金の循環イメージ図



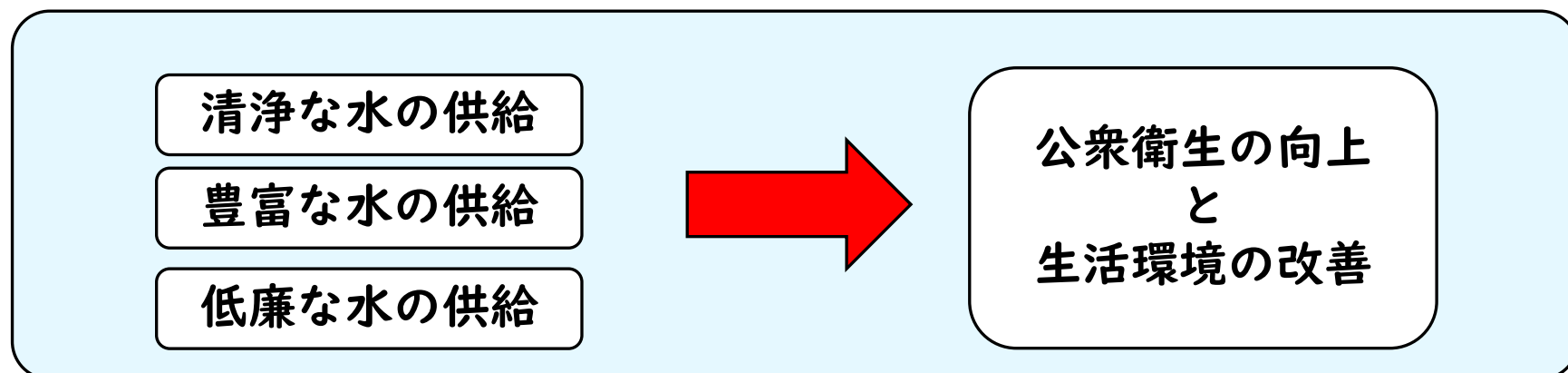
2.水道事業について

(1) 水道事業の役割

■水道法の規定

清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする（水道法第1条）

■水道の役割



(2) 深谷の水道について

<水道施設図>

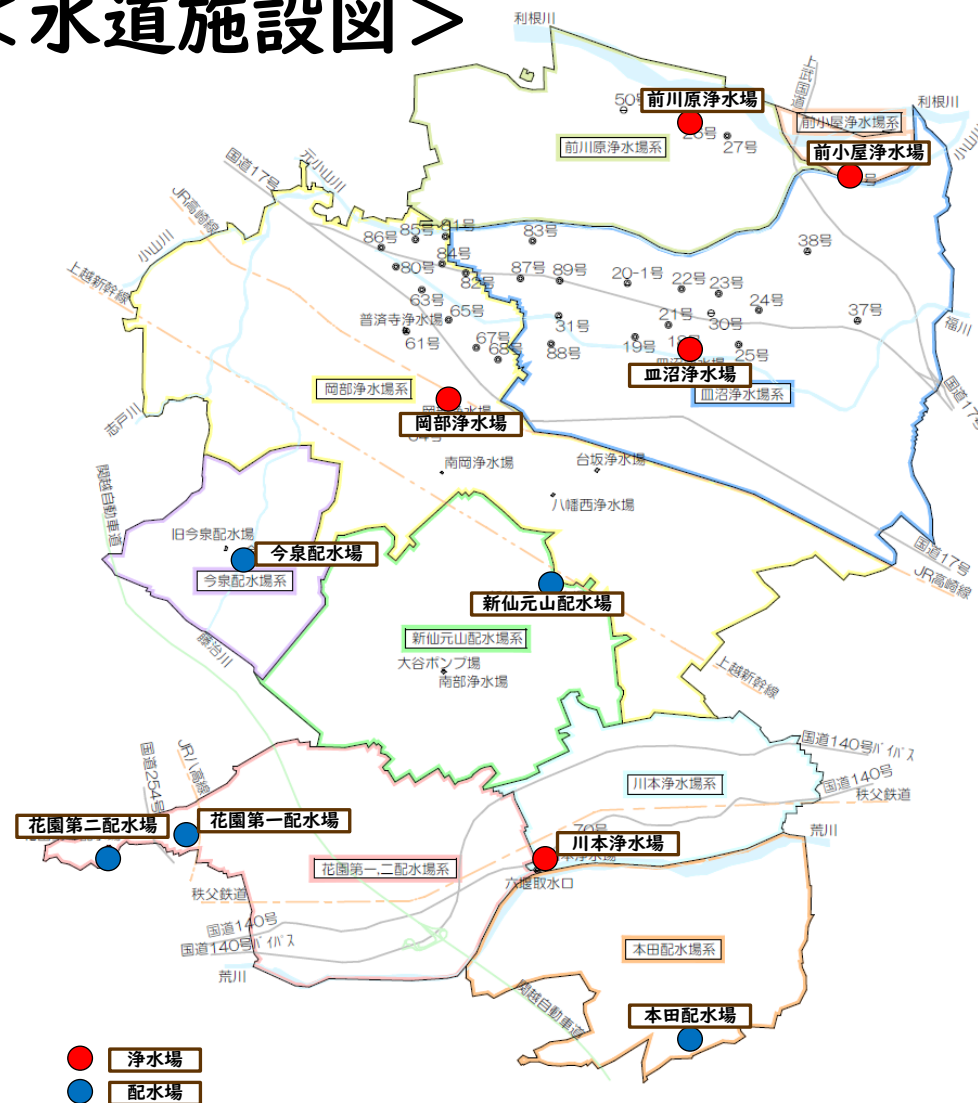
■浄水場 5 か所、配水場 5 か所

■水源は

- ・地下水：64%
- ・表流水（荒川）：3%
- ・県水：33%

■管路延長は 1,127 km

(令和6年度末現在)



令和6年度末現在で

■給水人口・・・138,155人
→普及率は98.3%

■給水戸数・・・62,346戸

■給水区域・・・右図のとおり
※深谷市以外では寄居町と伊勢崎市の一部に給水

■年間配水量・・・1,882万 m^3
→1日平均配水量：51,550 m^3

<給水区域図>



3. 下水道事業について

(1) 下水道事業の役割

■ 下水道法の規定

下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする
(下水道法第1条)

■ 下水道の役割

- ・ 生活環境の改善（汚水の排除）
- ・ 浸水の防除（雨水の排除）
- ・ 公共用水域の水質の保全

■ 下水道の種類

公共下水道と農業集落排水

- ・ 深谷・岡部は処理場で処理
- ・ 川本・花園は流域下水道で処理
- ・ 農業集落排水は市内各所で処理

(2) 深谷の下水道について

■ 単独公共下水道の処理場は2か所
(深谷浄化センターと岡部浄化センター)

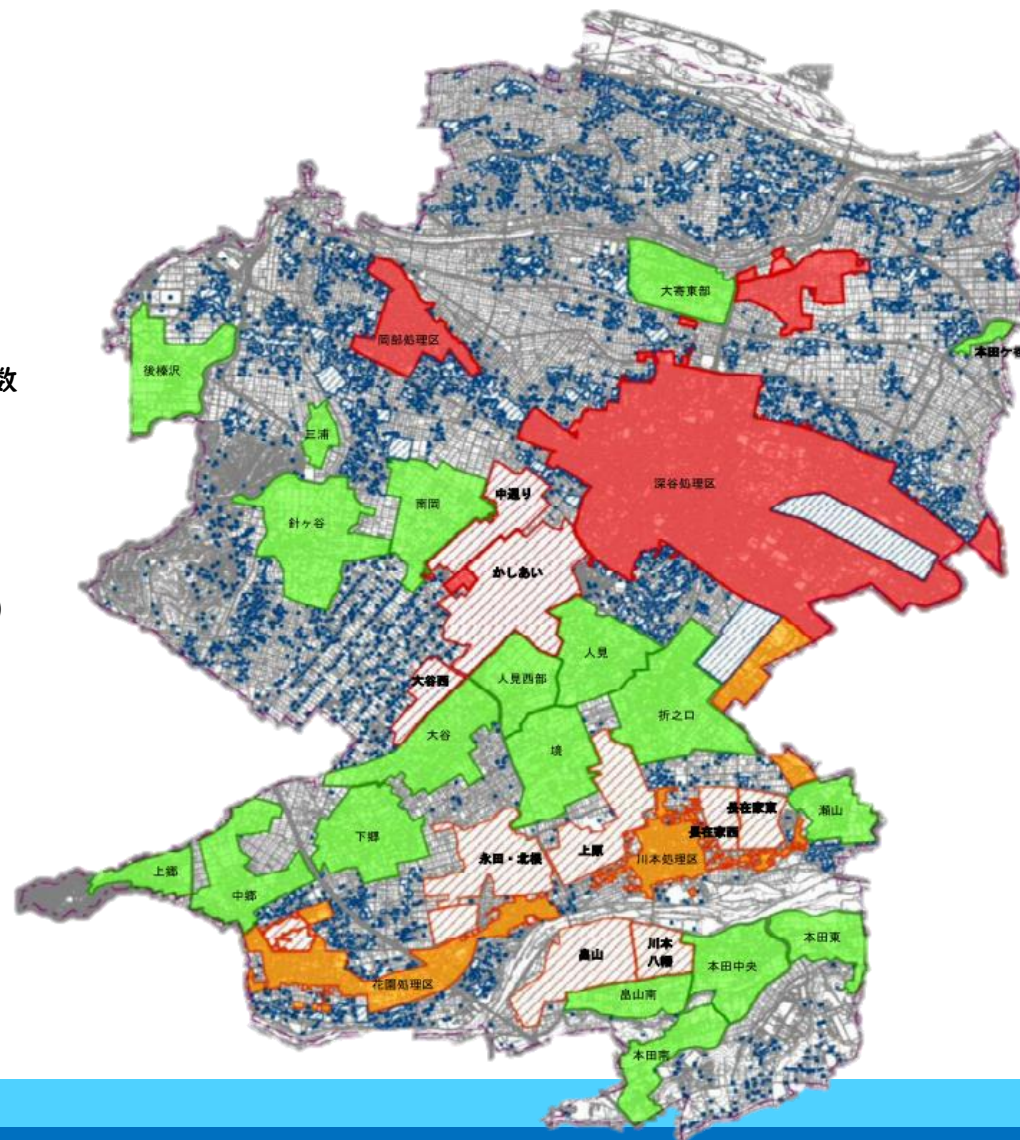
■ 流域公共下水道の処理場は1か所
(荒川上流水循環センター(川本地区))

■ 農業集落排水処理施設は22か所 ※カッコ内は施設数
・ 深谷地区(7)、岡部地区(4)、
川本地区(7)、花園地区(4)
※ 農集施設は公共下水道に順次接続中

(令和7年度末予定)

凡例

	単独公共下水道事業区域
	単独公共下水道計画区域(R7年度末)
	流域関連公共下水道事業区域
	流域関連公共下水道計画区域(R7年度末)
	農業集落排水事業区域
	浄化槽設置整備区域(R7年度末)



令和6年度末現在で

- 水洗化人口・・・（公共）77,160人、（農集）16,238人
→水洗化率は（公共）90.5%、（農集）89.6%
- 水洗化戸数・・・（公共）35,303戸、（農集）6,471戸
- 年間処理水量・・・（公共）1,024万 m^3 、（農集）178万 m^3
→1日平均処理水量：（公共）28,063 m^3 、（農集）4,888 m^3
- 処理区域面積・・・（公共）1,984ha、（農集）2,619ha
- 下水管延長・・・（公共）638km、（農集）247km

※污水管及び雨水管の合算